

鳥取県告示第146号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書書の書換交付をした旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	変更事由	変 更 後	変 更 前
平20鳥取県1第18号	種畜の名前の変更	菊泉水	菊雛1851
平20鳥取県1第19号	〃	一之波	舞狩1859
平20鳥取県1第20号	〃	照正嗣	笠宮1861
平20鳥取県1第21号	〃	貴之湖	宅武1874